滋賀県と東京海上日動火災保険株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

（1）滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信に関すること

（2）ＢＣＰ（事業継続計画）策定等の支援に関すること

（3）県民の安心・安全および自転車の安全利用等に関すること

（4）健康増進に関すること

（5）海外展開支援に関すること

（6）スポーツの振興に関すること

（7）教育力の向上に関すること

（8）人材育成支援、女性の活躍推進に関すること

（9）環境保全に関すること

（10）農業支援に関すること

（11）その他、地域の活性化・県民サービスの向上に関すること

２　前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第３条　甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間)

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第５条　本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成29年11月17日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号

　　　滋賀県知事　　　　　　三日月　大造（署名）

乙　東京都千代田区丸の内一丁目２番１号

東京海上日動火災保険株式会社

常務取締役（代表取締役）

　　　　　　　　　　 高 野　耕 一（署名）